

障害者差別解消法施行に伴う「小金井市条例案」制定に向けて

1. 骨格の概要

	条例 試案	事務局案
	前文	
	第1章 総則	
1	(目的)	1 (目的)
2	(定義)	2 (定義)
3	(基本理念)	3 (基本理念)
4	(市の責務)	4 (市の責務)
5	(市民等の責務)	5 (市民等の責務)
6	(顕彰)→	6 (相互理解の促進)
	第2章 障害者の権利擁護	
	第1節 障害者への差別の禁止等	
7	(差別の禁止)	7 (差別の禁止)
		8 (市における合理的配慮)
		9 (事業者における合理的配慮)
8	(特定相談)	10 (特定相談)
9	(地域相談員)	
10	(申立て)	11 (申立て)
11	(事案の調査)	12 (事案の調査)
12	(助言及びあっせん)	13 (助言及びあっせん)
13	(勧告)	14 (勧告)
14	(公表)	15 (普及啓発) 条約第8条から市のレベルにして引用する
	第2節 障害者への虐待の禁止等	
15	(虐待の禁止)	16 (虐待の禁止) 理念で掲載
16	(通報)	
17	(通報を受けた場合の措置等)	
18	(立入調査)	
19	(実施機関)	
20	(障害者虐待防止ネットワーク)	
21	(虐待防止の取組状況の公表)	
22	(その他)	
	第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援	
23	(障害者等への総合的な支援等)	23 (障害者等への総合的な支援等)
24	(成年後見制度等の利用の支援等)	
25	(障害者の居住場所の確保等)	
26	(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)	
27	(障害者の社会参加の機会の拡大)	
28	(生涯にわたる支援)	
29	(障害者への保育等の実施)	
30	(障害者に対する包括的な教育の実施等)	
31	(障害者の就労支援)	

32 (自立支援協議会の設置等)

第4章 補則

33 (委任)

附則

- 1 (施行期日)
- 2 (経過措置)
- 3 (検討)

32

(実務的に差別解消支援地域協議会の設置等)実運用は、自立支援協議会と兼務

15 (委任)

附則

- 1 (施行期日)
- 2 (経過措置)

15(普及啓発) 条約第8条から市のレベルにして引用する

広く市民に障害についての理解図り、「合理的配慮」についての事例の収集と広報に努め、市のHPを始め広報や独自のパンフレットを作成し、あらゆる機会を活用し広報と普及啓発に努める。

16(虐待の禁止)理念で掲載

虐待防止法が平成23年6月に成立し、24年10月から施行された。しかしながら残念なことに7月には「津久井やまゆり園」での悲惨な事件が起きた。施行後も、こうした悲惨な事件が後を絶たず、対応の遅れや初期の支援のあり方が問われている。このような状況を踏まえ、小金井市での虐待防止ゼロへの取り組みを強化すべく、この法律についての周知と早期に発見し支援するための体制整備と強化を図っていく

23(障害者等への総合的な支援等)

障がい者が安心して市民生活が送れるように日常不断の支援の為の体制整備に努め、相談支援事業所を始め関係機関と連携を図りながら、医療・療育・保育・教育・就労と生涯にわたる切れ目のない支援を目指し家族を含めた社会生活の確保と非常災害時の支援の有り方も含めた支援体制の整備に努める。